



しほろ議会だより

令和3年2月 No. 179

■発行/土幌町議会

■HPアドレス

<http://www.shihoro.jp/assembly/>

Q しほろ議会

検索



Contents

●12月定例会

条例の制定・改正、補正予算ほか……………2～3ページ

●一般質問

感謝特典事業寄附金の用途について ほか5件……………4～7ページ

●かけ橋 選挙管理委員会委員長就任にあたって

土幌町選挙管理委員会 委員長 河江 信一さん……………8ページ

スタートダッシュ しほろっ子!!

土幌町民スケート大会

令和2年
第4回
定例会

指名推薦により8名を当選人と決定

選挙管理委員及び同補充員の選挙



第4回定例会（12月4日）

第4回定例会が、12月4日から10日までの会期で開会。

4日は行政報告、教育行政報告、例月出納検査報告、一般議案を行い、(12月5日～7日は議案調査のため休会)

8日は、議員6名が一般質問(質疑の要約は4～7ページに掲載)を行い、その後、条例案の制定・改正・廃止を審議し可決。9日は、令和2年度各会計補正予算8件審議、任期満了に伴う選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙が行われ8名を当選人と決定、意見書案1件を審議、全ての議件を原案どおり可決し、閉会した。

選挙管理委員及び同補充員の選挙

任期満了に伴う、選挙管理委員及び同補充員の選挙は、指名推薦により次の方々を当選人と決定した。

■選挙管理委員



河江 信一氏
(吉野)



吉田 均氏
(仲通)



波多野弘幸氏
(開運)



嶋田 和子氏
(南旭区)

■選挙管理委員補充員

今田 忠夫氏(百戸)
今木 教雄氏(高德)
瀬口 豊子氏(中土幌西)
吉田 光代氏(下居辺第二)

■選挙管理委員会とは

行政委員会のひとつで市区町村の議会議員及び長の選挙に関する事務を管理し、すべての選挙について投票票を行い、選挙人名簿の作成・管理を担当する。委員数は4人、任期は4年。委員は、選挙権を持つ人である。人格が高潔、政治及び選挙に公正な識見を持つ人のうちから、議会の議員による選挙で選ばれる。委員長は、委員の中から互選される。

同補充員は委員と同様に、委員と同数(4人)が議会において選挙され任期は4年。委員に欠員があるときは、補充員名簿の順に委員に就任する。

規約の改正

【十勝圏複合事務組合の規約変更について】

十勝圏複合事務組合規約の変更の協議について、地方自治法第290条の規定により議決を経ようとするものである。

計画の変更

【辺地総合整備計画の変更について】

辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置法等に関する法律第3条第1項により議会の議決を求めるものである。対象地区は上音更・下居辺

条例の制定

【土幌町議会議員及び土幌町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案】

公職選挙法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、土幌町議会議員及び土幌町長の選挙運動の公営制度に関する条例を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

条例の改正

【土幌町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案】

地方税法の改正により、税外諸収入金の延滞金に關し規定するため、条例を改正するものである。

【土幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案】

地方税法の改正により国民健康保険税の軽減に關し規定するため、条例を改正するものである。

【土幌町青少年問題協議会条例を廃止する条例案】

土幌町青少年問題協議会は、関係機関において専門的に対応が進み、その役割を終えたため条例を廃止するものである。

【特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案】

国家公務員の特殊勤務手当の改正に鑑み、新型コロナウイルス感染症から人命及び健康を保護するための緊急的な作業に従事した職員について、感染症防疫作業手当の特例措置を講ずることとするため、条例を改正するものである。

各会計補正予算

一般会計、ほか7特別会計及び1事業会計の補正予算を可決。
主な補正内容は次のとおり

- ▼情報システム整備委託料 201万円
- ▼地域生活交通路線維持費補助金 592万円
- ▼愛のまち建設基金積立金 2,000万円
- ▼開町100周年記念事業費 169万円
- ▼障がい者福祉電算システム保守・改修委託料 135万円
- ▼自立支援介護・訓練等給付費 1,000万円
- ▼介護サービス提供基盤等事業費 330万円
- ▼居宅介護サービス利用者負担軽減措置事業扶助費 60万円
- ▼介護保険費繰出金 200万円
- ▼児童手当負担金返還金 225万円
- ▼子育て支援祝い金 132万円
- ▼不採算地区病院の運営に

ついて要する負担金 8,000万円

- ▼病院事業会計企業債に対する出資金 427万円
- ▼十勝大雪森林組合出資金 52万円
- ▼国保事業保険給付費高額の療養費 400万円
- ▼出産育児一時金 126万円
- ▼国保事業保険給付費等交付金返還金 177万円
- ▼後期高齢者医療事業保険料等負担金 126万円
- ▼介護保険システム改修委託料 477万円
- ▼施設介護サービス給付費 1,500万円
- ▼高額介護サービス費 100万円
- ▼国保病院事業経営基盤強化に要する負担金 8,000万円
- ▼常勤医師減による当直医師報酬の増 546万円
- ▼医療管理委託料 1,139万円
- ▼医業費用固定資産償却に伴う除去費の増 100万円
- ▼国保病院資本的支出企業債償還金 534万円

第4回定例会で審議・可決等された案件

報告	結果	賛・反
行政報告	了承	
▼例月出納検査報告		
▼教育行政報告		
条例の制定・改正	結果	賛・反
▼土幌町議会議員及び土幌町長における選挙運動の公営に関する条例案	可決	全員賛成
▼土幌町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案	可決	全員賛成
▼土幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案	可決	全員賛成
▼土幌町青少年問題協議会条例を廃止する条例案	可決	全員賛成
▼特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案	可決	全員賛成
▼土幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案	可決	全員賛成
▼土幌町青少年問題協議会条例を廃止する条例案	可決	全員賛成
▼十勝圏複合事務組合理約の変更について	可決	全員賛成
▼辺地総合整備計画の変更について	可決	全員賛成
▼辺地総合整備計画の変更について	可決	全員賛成
選挙	結果	賛・反
▼選挙管理委員の選挙	当選	
▼選挙管理委員補充員の選挙	当選	
意見書	結果	賛・反
▼コロナ禍により地域経済対策を求める要望意見書	可決	全員賛成
令和2年度各会計補正予算	結果	賛・反
▼一般会計(第7号)	可決	全員賛成
▼国民健康保険事業特別会計(第4号)	可決	全員賛成
▼後期高齢者医療事業特別会計(第2号)	可決	全員賛成
▼介護保険事業特別会計(第3号)	可決	全員賛成
▼介護サービス事業特別会計(第2号)	可決	全員賛成
▼簡易水道事業特別会計(第1号)	可決	全員賛成
▼公共下水道事業特別会計(第1号)	可決	全員賛成
▼国民健康保険病院事業会計(第3号)	可決	全員賛成

一般質問に6名が登壇

町民の声を町政に・町政のここが聞きたい

- 伊藤 健蔵 議員 ▶ 感謝特典事業寄附金(ふるさと寄付)の用途について
- 大西 米明 議員 ▶ 第8期介護保険料について
- 大野 明 議員 ▶ 士幌町における個別の浄化槽への対応について
- 森本 真隆 議員 ▶ 町内の公共施設窓口等の対策について
- 牧野 圭司 議員 ▶ エキノコックス対策について
- 清水 秀雄 議員 ▶ 介護保険事業計画について

12月定例会では6人の議員が一般質問に登壇し、理事者の考えをいただきました。内容を要約してお知らせします。全文については議会ホームページに掲載(3月上旬予定)します。

ふるさと寄付事業の専任部署を設置すべき

役場機構の検討課題とする

【伊藤健蔵 議員】



質問

町ふるさと寄附条例は平成20年に制定され、この制度が成熟し、寄附額も増額していることから寄附者の意思に沿った効果のある活用が望まれる。事業採択にあたってはどのような基準とプロセスで選択しているのか伺う。

小林町長答弁

予算編成のプロセスについては、町づくり懇談会などによる町民要望、町づくり総合計画などによる政策事業

をベースとして、サマリーヒアリング、事業別ヒアリングなどを経て予算編成を行っている。ふるさと納税の活用事業についても、寄附者の意思を尊重すべく、9項目ごとの寄附金額などを踏まえながら、確定した事業予算への財源として充当している。

質問

過去の活用実績は7000万円を9項目、20事業に細分化して活用しているが、理念に統一感がなく町長の思いが伝わりにくい。毎年3000万円から500万円位の一定の金額を設定し、町民が希望する事業を直接ヒアリングして、希望者と検討会を開催し、あま

り厳しい条件を付けずに活動に対して助成をする制度を作ってはどうか。

小林町長答弁

ふるさと納税制度を拡充していく上で、有効に活用し発信することは重要であり、今後運用の中で検討する。

質問

ふるさと寄附事業を拡充する考えがあるのであれば、PR企画から返礼品開発、町民の望む活用まで総合的な

調整機能を持った一貫性のある専任部署で寄附者の期待に沿った対応をすべきである。また寄附者がさらに増加した場合の事務量も多くなることが予想される。現在は財政担当が兼務しているが、独立した部署で専任担当を配置すべきでは。

小林町長答弁

この事業をどの課のどのセクションで行うのが良いのか役場の機構の中で検討する。

介護保険料抑制のため準備基金の効果的運用を

適正な基金残高を見据え策定する

【大西米明 議員】



質問

第8期介護保険事業計画における介護保険料の基準額は月額どの程度に見込んでいるのか。また第7期計画で介護給付費準備基金はどの程度残っているの

か伺う。

小林町長答弁

現在策定中の令和3年度から3年間の第8期介護保険事業計画については、介護保険の認定者や利用者の増加、高い水準の施設サービス給付費などが見込まれる。推計した事業費、費用を算出し第1号被保険者の保険料基準額を算定した場合、月額6,400円という試算になる。介護給付費準備基金の残高は約3,035万円だが、次期保険料の設定にあたっては事業計画の3年間で準備基金から1,475万円を取崩し、保険料基準額で月額6,400円から6,200円に抑制するよう検討している。

質問

その場合、あと700万円位の取崩しで前回と同じ6,100円の保険料に据え置くことができない。保険料を

少しでも抑えることが町民の利益につながるので検討しては。

小林町長答弁

将来的な介護保険会計の安定のためには、1,000万円程度の基金は持ちたいと考えている。介護報酬の見直し等もあり様々な要素を含んでいるが、今後の保険料の確定に向けて検討する。

質問

保険料の高騰を押さえる目的で道の財政安定化基金から借りる場合、返すときに保険料に跳ね返ってしまふ。その際、一般会計からの繰入れは考えられるか伺う。

小林町長答弁

行政改革を進めるうえで町全体の財政運営を考え、介護保険を含む特別会計への一般会計からの繰出しをできる限り抑制するといふ考えから繰入れは行わない考えだ。

質問

2000年から始まった介護保険だが未納者が少しずつ出ている。現在の保険料の12段階をもう少し細分割し、保険料を払うのが大変な人でも安い保険料で介護サービスが受けられるように検討しては。

小林町長答弁

収納率は約99%で町民にご理解いただいていると考える。保険料の細分化は、前回大西議員の提案もあり1段階増やし31円安くなった経過があるが、被保険者の人数が少なくなる事も踏まえ効果を見極めながら今後の作業の中で検討する。

質問

健康年齢から平均寿命の間が男性で9年、女性で12年と言われているが人生100年時代となりこの期間がさらに長くなる。その中を介護に関わっている方々や介護保険サービスを

を受けている方に喜んで頂き、その上で少しでも保険料を安くできる方策を検討しては。

小林町長答弁

人生100年時代にあつては、健康づくりや介護予防事業などを充実させていく観点も極めて重要である。町では福祉村を中心とした保健、医療、福祉を進めているが実態を検証し今後の方向を検討していくため、福祉村会議を開催している。

質問

介護保険事業も町単独での運営はこれから難しくなると予想される。今後は町村会などで広域の介護保険制度を検討していただくよう要望する。

個別浄化槽への対応は更に普及に努めたい

更に普及に努めたい

【大野 明 議員】



質問

町の下水処理は市街地では下水道が整備されているが、それ以外は個別浄化槽で行われているが町の対応について伺う。

小林町長答弁

本町では平成5年度から快適環境づくり事業として浄化槽設置者に対しての設置助成や利子補給を行うなど、普及促進を図ってきた。令和2年度3月末現在の普及率は浄化槽整備計画世帯数742世帯

に対して632世帯で普及率は7・4%で今後更に普及に努めたい。

質問

今後も普及が進むと思われる個別浄化槽の管理は本町では各所有者が民間の管理業者に依頼して点検等を行っているが、これとは別に浄化槽協会による検査が行われていて、町民の中では検査の必要性に疑問を抱く人もいるが町の考えを伺う。

藤内町民課長

浄化槽の設置者には保守点検、清掃、法定検査の3つの義務が定められている。保守点検は浄化槽法に基づいた基準で市町村の認可を受けている業者に委託することになってい

る。法定検査については知事の指定する検査機関である浄化槽協会の検査を受けることを浄化槽法で義務付けられている。検査の結果、毎年30基前後で水質基準を満たしていない不適切事項があり改善を行っている。民間業者は処理水の検査までは行わず、浄化槽協会の法定検査を受けることにより継続して浄化槽を適正に維持することができると考えている。

質問

個別の浄化槽を自治体で設置しているところがあると聞いているが、十勝管内の状況と対応について伺う。

小林町長答弁

管内で10町村が自治体で設置し、受益者負担や浄化槽使用料を徴収している。

個別方式は本町を含めて半分位という状況である。

小林町長答弁

本町では8割近く普及している状況であり、今後も100%目指して推進して行きたい。

質問

維持管理、特に検査

に疑問を持つ町民に理解が得られるよう求めたい。誤解から検査拒否を招き、異常の発見が遅れることがないよう対応を求めて質問を終わる。

様々な障がい者への支援検討を

担当課で調査し協議する

【森本真隆 議員】



質問

現在、公共施設の窓口ではマスクを着用し、パーティション越しに来訪者の対応を行っているが、双方で聞こえにくさが発生している。一定距離を保ちながら、聞こえにくさや聞き返

しを解消するための対策が早急に必要と考えるが、町長の所見を伺う。

小林町長答弁

新型コロナウイルス感染症対策として、町の窓口では職員と来訪者双方を感染症から守るためパーティションの設置やマスクを着用している。また、耳の不自由な方については意思疎通に支障が出ることを懸念されるため窓口では、ゆっくり話す、書面を活用する、

筆談器を設置して筆談で行うなど、配慮しながら対応している。また保健福祉課窓口では、聴覚障がい者用のマイクと補聴器イヤホンシステムを備えているが、感染予防やプライバシー保護の面を考慮すると活用は難しいものと考えている。以上のことから耳の不自由な方の会話は筆談が一番安全で低コストで確実な伝達手段と考える。もう一方では相談室の利用など柔軟な対応に心がけ、常に町民に寄り添った対応を心がけるよう徹底する。

質問

書筆談器は11月中旬に設置されている(筆談ボード)とのことだが、現在導入されている台数と利用状況、今後の設置について伺う。

藤村保健福祉課長

保健福祉センターに職員が共有できるものが1台、高齢者宅に訪

問している職員用に数台ある。

小林町長答弁

需要動向を聞きながら、必要であれば来客対応のある部署には配置するよう検討する。

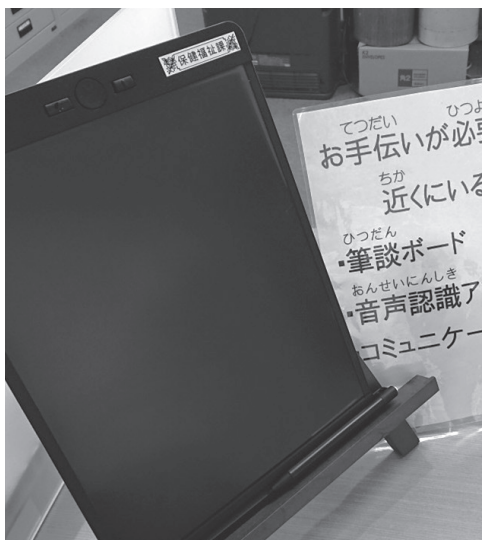
質問

コミュニケーション支援機器として窓口でのスピーカーマイクの利用、会話を画面に表示するアプリケーション、図や写真を表示した支援ボードなど新型コロナウイルス感染症対策として導入が必要であると考えるが、将来、様々な障がいの方

への支援として検討を願う。

小林町長答弁

町では障がい者福祉計画等を進め、障がいのある方々を支援していく取組みを行っているが、コロナ禍でどのように障がい者を支援していくかについては担当である保健福祉課で調査し次回の対策本部の中で議題として協議する。



設置されている筆談器

感染リスクを減らす 取り組みを さらなる周知と予防対策を検討

【牧野圭司 議員】



質問

エキノコックス症候診の近年の検査体制とその結果について伺う。併せてキツネの駆除対策について伺う。

小林町長答弁

エキノコックス症候診については、町内を川西地区、川東地区、中土幌地区の3地区に分け、3年ごとに各公民館で実施。対象者は小学3年生以上で、中学生までは検査無料とし、高校生及び一般の町民は300円を負担

していただいている。検診の結果については、5年間で1名の感染者が発見され、治療にながった。

本町における有害鳥獣駆除頭数は近年増加傾向にあり、5年間の捕獲状況は年平均で78頭、今後も猟友会や関係者と一層の連携協力を図りながら有効な駆除を進める。

質問

エキノコックスの知識と予防法などの啓蒙活動をされているが、

さらに感染リスクを軽減するには、これまで以上の注意喚起を促していく必要があるがその点について伺う。

小林町長答弁

町としては検診をしながら予防対策を取り、

啓蒙活動は、町の広報、チラシによるほか、保健福祉課が行う行事などで、パネルやパンフレットを使い、広く呼びかけていきたい。

質問

キツネ用駆虫剤入り

介護サービスの利用 控えはないか 利用者の負担を考慮する

【清水秀雄 議員】



質問

介護保険法が施行され20年が経過した。年金暮らしの高齢者に介護保険料の負担は大変重い。2021年の介護保険法改正では自己負担額の原則2割化を

の餌の散布によるエキノコックス対策を導入してはどうか。

小林町長答弁

今後、他町村の実態も含め、慎重に調査し検討する。

はじめ、高額介護サービス費の見直しが行われる予定で、更なる負担増から介護サービスの利用控えが心配される。町の介護保険事業計画について伺う。

小林町長答弁

町では、経済的理由によるサービスの利用控えを防止すべく、住民税非課税世帯の人が訪問介護や通所介護、短期入所生活介護等の介護保険居宅サービスを利用した場合に自己

負担の4分の1を助成する施策を町独自で実施している。また、所得の段階に応じて年間の利用者負担額に一定の上限を設ける高額医療高額介護合算療養費支給制度により自己負担の抑制が図られている。高額介護サービス費見直しは、国から正式な通知はないが、第1号被保険者や介護サービス利用者が増加し、負担が増加しないよう、諮問機関である保健医療福祉総合推進協議会とも十分協議をしたい。

質問

在宅で介護サービスを受けている若しくは支援が必要な独居高齢者で、コロナウイルス感染症拡大による利用控えからの認知症発症、進行が懸念される。社会福祉協議会の委託事業による高齢者訪問では実際には不都合なことがあっても、「困ったことはない」と即答

小林町長答弁

高年齢者訪問では社会福祉協議会に委託して訪問するものと、保健福祉課の職員が訪問するものがあり、相談内容には15分程度の場合もあれば1時間以上のこともある。また町民からの情報により訪問確認する場合もあり、今後もきめ細かい相談業務を行うように努めたい。またヘルパー等についても安定的なサービスの提供につなげるよう検討していきたい。

選挙管理委員会委員長就任にあたって



土幌町選挙管理委員会

委員長

河江 信一 さん

私こと令和2年12月9日の町議会

12月定例会において、選挙管理委員会の任期満了に伴う選挙管理委員及び補充員の選挙が行われ、他の3名と共に委員として選任されました。

12月26日改選後最初の選挙管理委員会においては、委員皆様のご推挙をいただき引きつぎ委員長のお責を担うこととなり誠に身の引き締まる思いです。

さて選挙は民主主義の根幹であり、選挙管理委員会は選挙の公平・公正な管理執行を司る極めて重要な職責を担っています。

土幌町選挙管理委員会は有権者の

信頼に応えるべく、全力を挙げて職務に取り組んで参りますとともに委員皆様と共に選挙事務が順調に進むよう尽力いたしますのでよろしくお願いたします。

選挙管理委員会の仕事については、ご存じない方もいらっしゃるかと思えますので、簡単ですが紹介いたします。

選挙管理委員会は、地方自治法に基づき都道府県及び市町村に設置されており、4人の委員で構成されています。仕事としては、選挙の管理執行、選挙人名簿の調整、不在者投票の受付、検査審査員及び裁判員の

候補者の選定、選挙に関する啓発・周知等となっております。中心は選挙の管理執行であることはご存じのことと思いますが、選挙の執行の際には、立候補予定者説明会、立候補の受付、選挙当日は、早朝午前6時50分から当日有権者数の確定、投票所巡回、夜には開票作業の立会いなどがあり、選挙の時にスムーズに行えるよう日頃から準備に努めているところです。

令和3年は、コロナ禍での衆議院議員の選挙が予定されていることから、その準備事務を適切に行っていくとともに、新型コロナウイルス感染症拡大における選挙執行には万全を期すよう注意喚起を行い、選挙人の安全・安心に配慮し、投票所や開票所の定期的な換気、記載台や鉛筆などの消毒、選挙事務従事者のマスク、手袋の着用、ソーシャルディスタンスの確保など感染症防止対策を徹底して参りたいと存じます。

昨今、投票率の伸び悩みに苦戦しており、投票率を上げる秘策を模索している中、平成19年に憲法改正のための国民投票法が成立しました。これにより投票権者を18歳以上としたことから、選挙権年齢引き下げを求め、平成27年には、公職選挙法などが改正されて18歳選挙権が実現し、高校3年生も有権者の仲間入りを果たしました。それを受けて高校での主権者教育の重要性が強調されるなど、若い方々を中心とした投票率向上に期待を寄せているところです。

皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ご不便とともに不安な日々をお過ごしのことと存じます。この状況が一日も早く解消され、平穏な日々が取り戻せるよう心から願うとともに、コロナ禍の選挙の「新たな仕組み」を取り入れ、課題を乗り越え投票率向上に努めて参りたいと存じますので、多くの町民の皆様が投票所へ足を運びいただけますようお願い申し上げます。就任の挨拶にかえさせていただきます。

委員 長 河口和吉
副委員長 矢坂賢哉
委員 清水秀雄 加藤宏一 曾我弘美